

# リモートIDの導入について

令和2年12月10日

内閣官房小型無人機等対策推進室

# これまでの経緯

## ○「小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針」（抄）

（令和2年3月31日小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会決定）

### 3. 所有者等の把握のための制度の創設

#### （3）所有者等の把握のための制度

所有者等と機体が分離した場合であっても、機体の所有者等を把握することができるよう、国は、登録をしたときは、申請者に対し登録番号を通知することとし、**無人航空機は、登録番号を表示しなければ、飛行させてはならない**こととする。…**表示の方法**は、…目視確認できない距離においても**遠隔で機体情報を識別できるようにする**ことが有用であることから、技術開発の状況を踏まえ**リモートIDによる表示**も位置づけることとする。

## ○航空法の一部改正（抄）

（令和2年6月24日公布・公布の日から2年以内に施行）

（登録記号の表示等の義務）

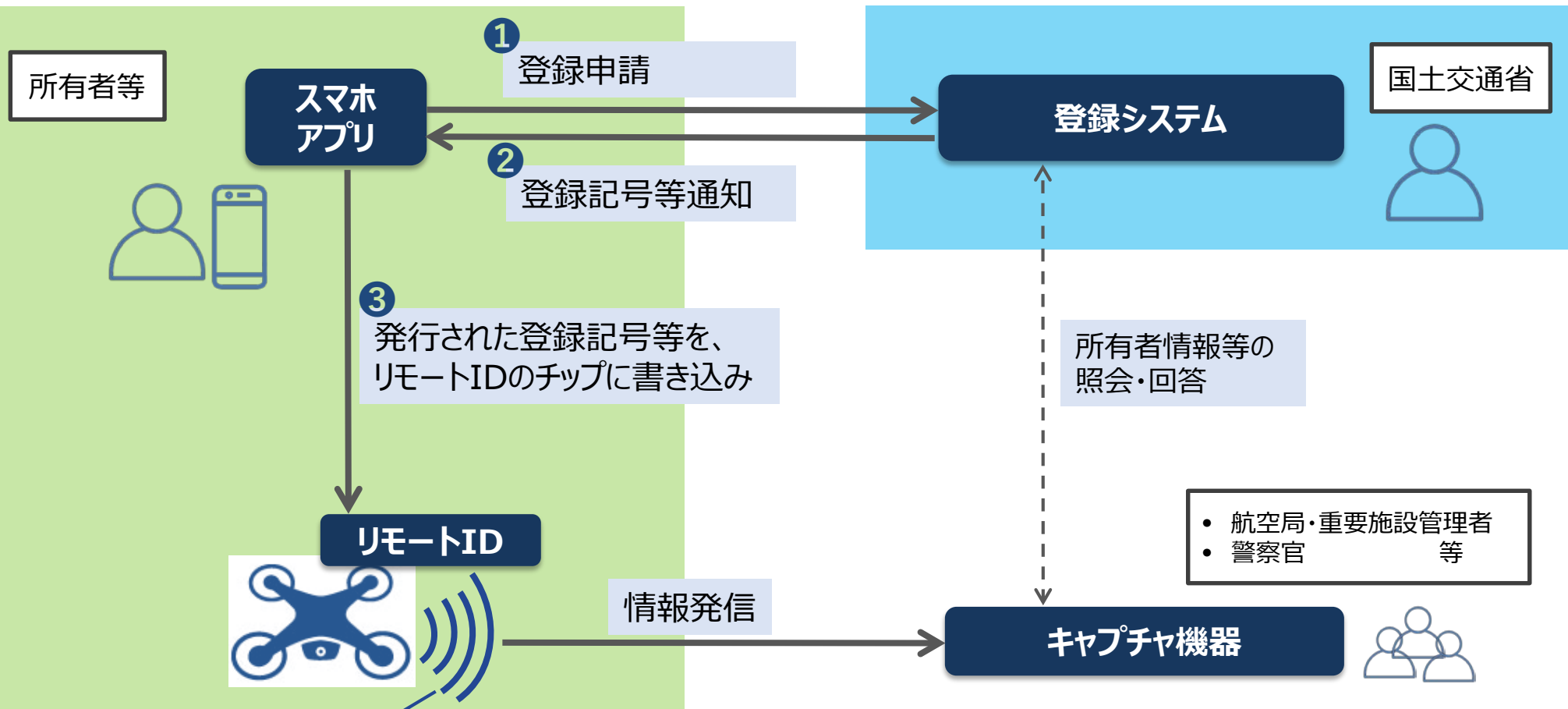
第三百三十一条の七 前条第一項の**登録を受けた無人航空機**（以下「登録無人航空機」という。）の所有者は、同条第三項の規定により登録記号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の**登録記号を識別するための措置を講じなければならない**。

内閣官房小型無人機等対策推進室に**リモートID実装WG（座長：神成副政府CIO）を設置**

（検討項目）

- ・ システムの全体構成
- ・ 性能要件等の策定（発信情報、通信方式、偽装防止対策 等）
- ・ リモートID搭載の義務付け対象範囲 等

# リモートIDの基本設計（概要）



<発信情報> 登録記号・製造番号・位置情報・時刻・認証情報

<発信周期> 1秒に1回以上

<通信方式> 「Bluetooth 5.0」等

※ 詳細は、別紙参照

# リモートID搭載義務付け対象範囲について

**原則として、マルチコプター、シングルローター、固定翼機等全ての登録対象の無人航空機※をリモートIDの取り付け義務の対象とする。**

※登録対象は100g以上の機体



マルチコプター



シングルローター



固定翼機



ラジコン

## 例外

### ① 経過措置

登録義務化（2022年6月予定）前の登録準備期間（6か月程度を想定）に登録を受けた無人航空機

### ② 法執行機関

警察、海保等秘匿性が求められる業務に使用される機体



### ③ 係留機

係留した状態（短距離）で使用する機体



### ④ 特定空域内

補助者の配置等の措置を講じた空域等をあらかじめ届出



（注） 研究開発等のために登録が不要となる試験飛行として届出した飛行を行う場合にあっては、リモートIDの搭載も不要となる。